

## 一般会計決算審査特別委員会文教福祉分科会議録

1 日 時 令和7年9月4日（木曜日）

開会 午前11時11分

閉会 午後 3時19分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	"	萱 野 哲 也	"	村 木 理 英
	"	頓 宮 美津子		

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同主幹	岩 佐 知 美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
政策調整課長	林 啓 二		
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 里
文化スポーツ部長	柚 木 均	スポーツ振興課長	渡 辺 真 之
生涯学習課長	小 原 靖 子	文化芸術課長	弓 取 佐知子
保健福祉部長	横 田 優 子	保健福祉部参与	白 神 洋
健康増進課長	荒 木 久 典	健康増進課主幹	冷 水 圭 介
福祉課長	小 野 玲 子	こども課長	木 田 和 司
長寿介護課長	岡 本 紀 子	教育長	久 山 延 樹
教育部長	江 口 真 弓	教育総務課長	藤 原 直 俊
部活動改革推進室長	矢 吹 慎 一	学校教育課長	村 山 俊
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	学校教育課主幹	西 恵 子
こども夢づくり課長	大 西 隆 之		
監査委員	風 早 俊 昭	監査委員	三 宅 啓 介
監査事務局長	宇 野 裕		

6 付議事件及びその結果

認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定について  
のうち、本分科会に分担された部分

(結果) 取りまとめを行ったところ、委員から「図書館長が7年5か月も不在の状態が続き、それにより生涯学習課長の兼務も発生している。館長報酬も未執行が続いている、図書館長の採用を早急に行うべきという強い思いを込めて附帯決議を付すべきである。」という意見、「付帯決議は付きなくてよい。」との意見が述べられた。

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午前11時11分

○溝手宣良委員長 ただいまから一般会計決算審査特別委員会文教福祉分科会を開会いたします。

では、認定第1号 令和6年度総社市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

なお、審査順序は歳出から歳入の順に行いますので、御了承願います。

まず、歳出、第2款総務費、第3款民生費及び第4款衛生費のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

なお、このたびは当局の説明を省略しておりますので御了承願います。

この際、私より申し上げます。

決算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款項目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願ひいたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 それでは、調書の107ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の中の民生委員の経費でございます。

これ執行率はもう98.7%で非常に高いんですが、民生委員の成り手不足というのがかなりやはりもう毎年毎年深刻化してきている状況ではないかなと思います。私も民生委員出身ですから、もう本当成り手不足というのをずっと清音地区内においても見ております。この対策というのが、もう毎年書いてることが一緒なんんですけど、何かありますか、新しい、この課題を解決するために。それをお聞きしたいと思います。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 小野委員の御質問にお答えいたします。

今年12月一斉改選の年になっておりますので、各地区から次の候補者を今、もう締切りは一応済んだんすけれども、まだ決まってない地区も正直ございます。負担軽減についてでございますが、市役所内、それから社会福祉協議会の中にも様々な組織がありますが、その充て職というようなものが民生委員かなり数があるので、今回の改選を機会にその負担も少し減らしていくとか、それから各地区の気になる方たちの情報を集めたところなんでございますが、その対応にも私たち市の職員、保健師、それから地域包括支援センターとか、もういろんな多方面から民生委員だけの負担にならないように市のほうも一緒にになって応援していくように今考えているところで、実際にもう動いているところではございます。民生委員からの意見をいただいて、これからこういうふうに対応していきますというふうにお答えも返しているところで、民生委員が訪問するのも大変なところもあるんですよというような意見も伺ったりしておりますので、いろいろな意見も聞きな

がら市も民生委員と一緒にになって、本当に大切なお仕事をしていただいておりますので、私たちも一緒に活動していくように今しているところでございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 御説明ありがとうございました。

小野委員と同じページです。調書107ページのこの民生委員についてお伺いいたします。

これ民生委員の中には、例えば町内会に入っておられない方等、5月には民生委員が一斉に総社市社会福祉協議会の代わりになって赤い羽根の募金、それから赤十字の寄附金、それから総社市社会福祉協議会そのものの会費を徴収して歩いているんですね。これ5月には民生委員の仕事できないんですよって、なぜですかと言ったら、もうそれは集金に歩くだけで手いっぱい、必要な方々のところに訪問なんてできますかという話があったんですよ。でもこれ報酬というか、同じなんでしょう。地域によってその数も違ってくるというところで、そりやあ民生委員の成り手おらんわな、はつきり言って。その総社市社会福祉協議会の仕事を受けてるのは分かるんだけど、それをきちんと公平に民生委員の中で割り振りできないじゃないですか。これって例えばそれを報償金として支払いをするとか、それからそういうところについてはほかの方が民生委員の代わりをするとかということでしなければ、この予算だけではやっていかれないんじゃないのかと思うんですけど、いかがですか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の中には、民生委員と一緒に活動していただく福祉委員というのがございますので、これから負担を軽減するためには民生委員と福祉委員が本当に協力し合って活動していくのが一番かなというふうに思っております。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ということは、これは私はいかがなものかと思うんですけど、要は民生委員か福祉委員かが割り振りしてその集金業務に歩けということですか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 地区によっては民生委員の方が地区社会福祉協議会のほうの役を兼ねていらっしゃるところがあるので、これは民生委員の仕事ではないです。ですので、本当に御負担だとは思うんですけれども、こちら地域の協力体制ですとか御協力をいただきながらやっていただくしかないんですが、地区社会福祉協議会の仕事は民生委員の仕事とはちょっと切り離して考えていただければと思います。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 お気持ちよく分かります。言われることは理解できます。

ただ、民生委員が今おっしゃられた地域の事情によって、いろいろ例があるんですよ。その中

で、苦労されていて本当に疲弊されている民生委員もいらっしゃる。それから、中には成り手がいなくて小さな町内から福祉委員も民生委員も土木委員も全て出すわけにいかんじやろう、じゃ誰かが1人が必ず役をせにやいけんような町内だって出てくるよというところもあるんですよ。その中で、私が言いたいのは民生委員の仕事ではあるかもしれないし総社市社会福祉協議会の仕事であるかもしれない、でもこれ集金業務というのは大抵バックマージンが下りてくるんですよ。これはないんですか、こういうことをやっぱりしていかなければ続いていかない時代が来てるんじゃないですかというところを申し上げたいんで、そこら辺はこの市役所だけの仕事じゃないのは分かってますんで、その辺のことは念頭に置いていただければと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 ありがとうございます。

今回の一斉改選のほうで、そのような問題点も洗い出していこうかなというふうに思っております。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の135ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費、重度身体障害者日常生活用具給付事業に関して、これ執行率が90.9%、概ね執行なんですが、この財源の内訳のところです、国庫支出金、県支出金、一般財源、こういう事業というのは基本的によくある国が2分の1、県4分の1、市4分の1というような事業なんですが、これかなり市の一般財源の負担というのが増えてるんですが、これに関しては例えば用具が適用範囲外のものがあったりとかするのか、いろいろ理由があると思うんですけども、ちょっとここの理由をお聞かせください。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

こちら国の負担2分の1、県の負担4分の1ということなんですけれども、もう上限が決められているので一般財源のほうが増えているというのが実情でございます。それに関しては、市の負担がちょっと膨大になっているので、国・県にも要望していきたいなというふうには思っております。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 まず、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、総社ふれあいセンター経費なんですけども、令和6年度に多額の修繕費がかかっていると、これ築45年の建物ですが、今後これどういうふうに活用していくのか、これやっぱり大規模な修繕をする必要があるんじゃないかというあたり、いかがでしょうか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長　村木委員の御質問にお答えいたします。

総社ふれあいセンターのほう、かなり老朽化はしているところで、年々修繕料とかもかかっているところでございます。この中にはあゆみの会ですとか、NPO法人保育サポート「あい・あい」など入られておりまして必要な建物だと思っておりますので、計画的に緊急性の高いところから修繕をして長寿命化に努めてまいりたいと考えております。

○溝手宣良委員長　村木委員。

○村木理英委員　長寿命化という涙ぐましい努力は感じられるんですけども、あまりこれ以上言いませんけども、大変だと思います。頑張ってくださいとは言いにくいんですけど、やはり総合的な計画必要なんじゃないかなと思います、これは。

次行きます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の市民後見推進事業、今後見人登録24人ですが、これで十分賄えているか、対応できるか、今後どうかという話、いかがでしょうか。

○溝手宣良委員長　長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長　村木委員の御質問でございます。

現在市民後見人登録26名ということでございますが、こちらの養成研修のほうの周知も行き受講生を増やすべく周知等進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長　村木委員。

○村木理英委員　あまり言いませんが、24人で大変だなと思いますんで、そのことだけ申し伝えます。

次なんですけど、同じく社会福祉総務費、ひきこもり支援事業なんですけども、社会参加人数8人、具体的にどういった社会参加増ができたのか……。

○溝手宣良委員長　村木委員、すみません、多分追いついてないので、もう少し具体的にゆっくり、款項目で何事業と、予算書は予算書でいいんですけど、できればページ数を言っていただければ。調書ですか、それ。村木委員、調書じやなしに予算書を見て発言されてますよね。

○村木理英委員（続）　調書は120ページ、予算書は112から117ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、ひきこもり支援事業です。

この社会参加人数は8人と、具体的にどんな社会活動ができたのか、ひきこもり支援センターを設置して8年、これ完全に社会復帰といった表現がいいのか分かりませんけども、実際復帰できた人数がいるのかどうなのか。

○溝手宣良委員長　福祉課長。

○小野玲子福祉課長　社会参加人数8人ということで、その社会参加の中には例えば皆様にお世話をになっております、ひきこもりの方が集まる「ほっとタッチ」に来ることができるという方、それからボランティア活動をできた方、それから実際に就労に結びついた方もいらっしゃい

ます。総社市の定義では、社会参加はもう就労ではなくて御本人の意思で動けるようになったというのでカウントしておりますので様々なケースがございますが、そういう方も含めて令和6年度の決算では8名の方が社会参加できたというふうにカウントしております。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 村木委員と同じ調書の120ページ、ひきこもり支援事業についてお伺いいたします。

これ「ほっとタッチ」に参加してサポーターの方がおっしゃられてたんですけど、これ行っても1人しか来てないって、1人しか来てないからもう本当に何がしたいんって聞いたらゲームと言うから、じゃゲームしたら、それで終わり、こんな支援ですよ、はつきり言って。それから、サポーターの講習があります、受けて、元気出してこの人たちを救ってあげたいという思いで行くでしょう。そしたら、古くから来てるサポーターが、あの人はゲームがしたい人だから話しかけちゃ駄目よと言われるとか、これでサポーターですよ。古い方がそれを言われるから新しく来た人はああ、そうなんじや、そんな支援でえんじやと思ってから帰るんですよって。それも、最近は1人か2人で、もう残念なときには行つても何か誰も来ないんじゃないかなというときがあるとかと言います。それにこれ総額1,600万円からですよ、実際。これ実際どのような効果があったんですか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

ひきこもり支援事業の委託料は、主に社会福祉協議会の人事費が主なものでございます。ひきこもりの「ほっとタッチ」に来てくださる方は精神的な障がいがある方もおられるので、1人にしてほしいという方も中にはいらっしゃいますし様々です。まずは、おうちから一歩出るというところから始まりますので、この事業は「ほっとタッチ」のところだけではなく、社会福祉協議会の社会福祉士専門員のほうが日々訪問したり、それから電話で相談したりという活動を表には表れていませんけれどもしておりますので、ちょっと目には見えてないかもしれませんけれども、社会福祉協議会のほうでは多くの専門員がたくさんのひきこもりの方の支援を日々本当に足しげく通つてやつてているところでございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 社会福祉協議会が何をやってたかじやなくて、市としてそれをどのように検証していたか、それをどう考えるかというところが大事なんじやないですか。社会福祉協議会にこれ委託はしてるんでしょうけど、責任は市ですよ。僕片岡市長にこのことについても質問いたしました、まだ3年ぐらい前の話なんですが。どこに責任あるんですか、それは総社市です。社会福祉協議会に委託しても、それは各担当の部長に権限があります。最終的な責任は私にあります。市長がおっしゃいました。これをだからいかに考えていくかというところが大事じやないんですかというところをお伺いしたいんです。ここに現れている「ほっとタッチ」はある一部の事業なんで、

「ほっとタッチ」そのものが全てではないことは理解しております。しかし、「ほっとタッチ」のその一部であってもそういう状況なんです、それは市が把握していましたか、その把握したことについてどのように社会福祉協議会に対して助言をしましたか、それを改善していくように求めましたか、意見を聞きましたかというところをお伺いしたいんです。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 仁熊委員の再度の御質問でございます。

もちろん市が委託しているわけですので、責任のほうは市にございます。「ほっとタッチ」の現状も確認はしておりますし、総社市社会福祉協議会のひきこもりの担当とはいつも相談とか指導しながら話合いをしながらよりよい支援ができるように日々努めているところでございますので、ひきこもりの支援は本当に根気が要る支援です。もう初めて御本人と話ができるまで5年も6年もかかるケースもございますので、市も総社市社会福祉協議会も一体となってその方たち一人でも多く支援ができるように努めてまいります。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

おっしゃること、よく分かります。私もそのとおりだと思います。これ根気の要る仕事です。でも、社会福祉協議会ではサポーターを募集してサポーターの養成をしています。そのサポーターの方たちは、本当に頑張って皆さんの手助けをしたいと思うからゆえにサポーターに登録しているわけなんですよ。そのサポーターの方が表に出ていくのは、今のところ「ほっとタッチ」なんですよ。「ほっとタッチ」がそういう在り方では、そういう思いを持った方々が残念だ。今年からサポーターも有料ですよ。それから、「ほっとタッチ」に行ったら500円ですか、いただきますよ。でも、何のためにサポーターになったんか分からぬといいうような疑惑があるので、それをしっかりと踏まえた上で来年度の予算を組むときに、その辺の在り方ももう一遍見直してほしいと思います。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

ありがとうございます。そういったサポーターの方々、せつかくなっていたサポーターですので、意見も酌み取りながら来年度の事業、それから社会福祉協議会にもその意見も伝えていき、よりよい支援に努めてまいります。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑ありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 調書の112ページです。福祉課長、よろしくお願いします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、事業名、清音福祉センター運営事業費ということで、実績・評価・課題等のところに社会福祉協議会の地域活動支援センターゆうゆうも設置され、障がい者の生活支援、相談事業等の拠点の一つとなっているということでやっていたきました、去年まではね。今年から新庁舎ができて総社市社会福祉協議会も2階に入ってきました

たけれども、この地域活動支援センターゆうゆうは現状どうなってますかね。今年になって、いろいろたばたしましたわね。総社市社会福祉協議会があっち行ったりこっち行ったり、いっときは清音に総社市社会福祉協議会の支援センターができた多くの人が来てくれて我々住民も大変喜んでいたんですけども、社会福祉協議会の現状について、今どのようになっているかをお尋ねいたしたいと思います。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

総社市社会福祉協議会のほうは、今年度4月から庁舎の2階のほうに入っていたいただいています。ですが、事業部門、ヘルパーの部門は最初は清音福祉センターのほうに入っていたんですけども、この9月1日からすぐそこ、目の前にあるんですけども、ちょっと事業の場所を移転しております。それから、地域活動支援センターゆうゆうについては、そのまま清音福祉センターのほうで活動しております、大体20名から30名ぐらいの障がい者の方々が日々過ごしている居場所となっております。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 事業が9月1日からということなんですねけども、なぜそういうことがあったのかだけを分かるように皆さんに説明していただけたらなど、問題点がどこにあったのかだけ説明していただけたらと思います。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員の再度の御質問です。

居宅介護の事業所のほうは、当初清音福祉センターのほうに入っていたんですけども、手続きのほうで県のほうに申請しましたところ、その清音福祉センターの場所が調整区域であるということが問題で居宅介護の事業は調整区域ではできませんということの御指摘がございましたので、急遽市街化区域の中で事業所を探したところでございます。我々も昔から清音村時代からそこで居宅の介護事業しておりましたので、当然できるものだというふうに認識しておりましたが、そういう県からの御指摘がありましたので、急遽9月から引っ越しをしたところでございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 ちょっと戻ってしまうんですけども、調書120ページのひきこもり支援事業に関してなんです。

先ほど仁熊委員もすごいいいこと言ってくださいましたし、課長からもすごいいい答弁もいただいてたんですが、実際自分もサポーターとしては活動はさせていただいておりまして、もちろん「ワンタッチ」もひきこもりの全体的な「ワンタッチ」としては本当にいろんな相談があったりとか、本当にもう何度も何度も訪問もされたり相談もされたりでどんどん相談件数もやっぱり3,000件をずっと超えた状態であるというのは分かるんですが、やはりその「ほっとタッチ」とい

う場所に関して、ここはちょっと聞いていきたいんですけども、担当課として実際にそこを見られたりとか、あとサポーターの方々、月に1度定例のミーティングというのもずっとされています。そこというのに関して、その現場の意見、現場の場所というのを実際に見てられますか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 「ほっとタッチ」については、私たち担当課のほうも時に訪問して状況把握しておりますが、サポーターの方の個々の御意見の集約については少し不足している部分があつたかというふうに思いますので、皆さんの意見も伺いながら、あそこの場所については農園もありますのでとてもいいところじゃないかというふうには考えております。皆様の意見先ほどもありましたけれども、サポーターの方の本当に生の声をもっと聞くように努めていきたいと思っています。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 いろいろ現場も見られてると思うんですが、実際自分もサポーターとして入ったときにやはり感じることが仁熊委員からもありましたけども、実際の活動と思ってた活動というのが大分乖離するというのがあることもあります。来られる人数の方も少ないというのはありますて、この人が本当にひきこもりの定義に当てはまる人なのかなという方々もいらっしゃいます。もうそういう方々を否定する、もしくは受け入れないというのではないとは思うんですけども、例えば本当にもう事業所で通われてる方がちょっと仕事の帰りがけに寄る、そういうたよりどころとしてはとてもいいのかなとは思いますが、じゃ実際にそれが「ほっとタッチ」の目的、運営のその主軸とした部分としてはそれが合ってるのかというのはやはりそれサポートの方々も気になるところでもあるかなとは思いますし、自分自身もそれを感じるものでありますて、そういうたよりどころの、ここはもう委託してる部分でもありますが、そのところしっかり見ていただいて、このひきこもりの定義というのは何だ、今年でしたっけ、定義もいろいろ変わりましたし、いろんな毎年毎年国の方針もいろいろ変わってくる部分もありますけども、そういうたよりどりづけというのもちょっと必要なんじやないかなというふうにも感じるんですが、その利用者の方です、実際来られる利用者の方、その方がちょっと実際の実目的とはズレているというところと、そうなるとその社会参加人数の8名の方で「ほっとタッチ」に来られる方もいらっしゃると思うんですが、ちょっと違うというか、そういうところでまたさらに戻っていく可能性もあったりするんですが、その点についてはどういうふうに担当課として、これ委託もあるんですが、担当課としてどういうふうに考えているか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 ありがとうございます。

国のはうの定義も本当に変わりつつあるところで、障がい者の方とひきこもりの方、それから様々な重複の要素を持っている方がおられるので、本当に事業所で就労した後にそこに寄られるという使い方もありなんじやないかなというふうには思っています。本来の目的とはというところでございますが、もう一度考えてみたいと、改めて考えてみたいと思いますし、その居場所に出てく

るだけではなくて今年度からメタバースとかという仮想空間でのやり取りも新たに始めているところでございますので、新たな取組も交えながら、それからサポーターの方々との連携も改めてちょっと構築していきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○村木理英委員 調書の121ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業なんですけども、これは複合的な課題に取り組むための整備事業だと思うんですけども、具体的にどんなことをやってるのか、総社市社会福祉協議会では障がい者千五百人雇用とか、ひきこもりなど窓口が分かれているように思いますけども、そこで弊害はないのか、その辺いかがですか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 重層的支援体制事業については、3年間の準備期間をしまして令和6年度から本格実施をして総社市社会福祉協議会のほうにも体制を整備したところでございます。内容については、本当にいろんな課題を抱えた御家庭のケースを様々な方面的スタッフが集まって話し合って、よりよい支援をということで活動しております。弊害とは思っておりませんで、総社市社会福祉協議会にいろいろなセンターがございますので、そのセンターから必要な支援が受けれる、福祉課のほうで呼びかけて必要なセンターの専門員を集めてその御家庭を支援していく重要な事業だというふうに認識をしております。

○溝手宣良委員長 村木委員。

○村木理英委員 この事業、多分いろいろ複雑だと思うんですよ。だから、例えばできるだけ窓口を絞って一本化したほうが利用者はしやすいかも分からないですし、相談しやすいかも分からないし、また職員も動きやすいかも分からぬといふことも一応念頭に置いていただきたいと思います。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 ありがとうございます。

本当に総社市社会福祉協議会が2階に来ていただいたことで、重層的支援体制についてはよりやりよい体制になっているところで、一本化になるとその重層の中にひきこもりの問題、それから障がいの問題、困窮の問題を抱えたような御家庭が相談に来られますので、そこが一本化になっていくとも言えると思いますので、今後とも連携しながらやっていきたいと思っています。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 調書の165ページ、飛びました。第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費の高齢者補聴器助成制度でございます。これ大丈夫ですよね。いいですよね。

これ令和6年度10月からスタートした事業ですが、ちょっとこれ使いにくいんじゃないかなとい

うのが正直な感想でございます。中等度の難聴者で、これ多分いろんな条件があると思うんですよ。医者の処方が要るとか、それから補聴器作る側も資格が要りますとか、何かいろいろあると思うんですが、制度上もうちょっと緩和したほうが皆さん使いやすいんじゃないかなと思うんですけど、執行率も半年ぐらいなんで12%とか低いんですが、この辺はいかがお考えでしょうか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 小野委員からの御質問にお答えいたします。

補聴器の購入助成につきましては、令和6年10月からの開始ということで昨年度6件の助成を行っているところです。制度設計の段階でいろいろ検討した結果、他市の状況などを踏まえ、このような制度設計になったものと思っております。証明等につきましても、やはりその中等度というところを判定するのに証明をいただくというところをもって交付しておりますので、こちらで実施しているところです。まだ制度始まったばかりでもありますし、皆様のお声を聞きながら制度の問題点等あれば、これからまた検討していくことかなとは思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 そうですね。もうちょっとしっかりと検討をやっぱり再度していただいて、これを使われる方というのはお年寄りなわけで、もう市役所に來るのも大変だとか、そういうことも考えられますので、十分に検討していただけたらと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 ありがとうございます。

今年度につきましても申請既に複数件受けておりますので、周知も含めよりよい制度にできたらと思っております。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 すみません。小野委員の後を追いかけるようなんで、申し訳ないです。同じページです。

補聴器について、高齢者の加齢性難聴についてお伺いしますというか、私これ市長にお願いしてつくっていただいた制度ではあるんですけども、はっきり言って要は非課税世帯の方が30万円、40万円もする補聴器を5万円補助してもらって買えるんですかというのがこれ専門家の意見です。

それから、もう一つは、この専門家の意見として総社市の高齢者は補聴器が要らないんですよ。なぜかといったら、外に出なくて生活できるから。でもこれ岡山市や倉敷市にいる加齢性難聴の方々は、補聴器要るんですよ。外に出なければ生活できないから。だから、外に出なくてもいい人なんだけども、この加齢性難聴というのが要は認知症を引き寄せるというか、認知症になりやすいという意味で市長にお願いしたんですよね。なんで、これはそもそも非課税世帯だけというのもおかしい話ですし、それからもう一つには非課税世帯の方に5万円というんだったら、高齢者に宣伝するんでなくて、やっぱし若い方、その高齢者を助けていくべき家族の方、若い人にしっかりとこの

制度を教えてあげてください。そうすれば、非課税世帯の方でも買えないけども、子どもや孫が資金的に応援して買ってくれますよ。ぜひこれを総社市内では広めていってください、啓発活動をしていってください、若い人に向けて。このほうが十分効果が出てくると思いますということだったので、小野委員の後に引き続いてなんですけども、ぜひお願いしたいと思います。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

制度設計の折に5万円ということで上限を設けさせていただいて、また非課税世帯についてということで制度設計をさせていただいております。確かに課税世帯のため申請いただいても却下という件数もございます。そのあたり制度についてはまだ始まったばかりですので、まだ検討というか、これからも動向を見ていきたい思っております。委員おっしゃられるように、難聴によって認知症であったり、そういったほかのところに影響を及ぼすということも言われておりますので、補聴器だけではなく、そういった介護予防の面からもいろいろな施策、また補聴器の助成についてもPR、これからもしていけたらと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

課長、これ忘れないように、若い人に訴えてくださいよ。現在困っている人でなくて、その人たちに自分の親、おじいちゃん、おばあちゃんを助けてあげてという話をしてあげてください。よろしくお願ひします。

○溝手宣良委員長 答弁要りますか。

(「別にいいです」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書198ページで、第3款民生費、第3項生活保護費、第2目扶助費で、これ令和5年度は生活保護世帯が8世帯増えていて、令和6年度に8世帯減になっていて、かなり担当課非常に対応とか御努力されていたんだなというふうに感じるわけです。さらに令和6年度は、大学進学1人とあって、この生活保護費というのは市にとっても金額がすごく多くて少しでも自立を促すということは市にとってもとてもいいことですし、その方にとってもいいことなんですが、この生活保護脱却直後の不安定な生活を支えるための給付金と、これ去年は増えてるにもかかわらず脱却した金額が多かったんですが、これ一律1人当たり幾らと決まっているのか、この脱却した人が減の数と等しいのか、ちょっと教えていただけますか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 順宮委員の御質問にお答えいたします。

就労自立給付金の金額なんですけれども、生活保護になってから、積立てを少しづつ収入認定があつたときに1割だけ貯蓄をしていくものがあって、プラス基礎額といいまして要は就労が決まつ

て収入を初めて得たところからほぼ脱却まで廃止までの月数によってだんだん減額はされていくんですけれども、それを合算したのがこの就労自立給付金となりますので、もう本当に一人一人違う金額になっているところです。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 この8世帯減だから、脱却した人が8世帯ということで考えてよろしいんですか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 そうですね。脱却なので生活保護廃止ということで、おっしゃるとおりの数でございます。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○頓宮美津子委員 一旦脱却したけれども、やっぱり何か仕事がうまくいかなくて戻ってくるというケースがあるかと思うんですけど、その比率というのは毎年変わりますか。大体10人に1人ぐらいの割合で、それかもう一度脱却された方はずっといくケースが多いのか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 保護のほうに返ってくる割合はやはり、年度によって異なりますので、はつきり何人に1人というのは言えませんけれども、脱却しても生活がうまくいかなくて返ってくる方は幾人かいらっしゃるので、そういうときは総社市社会福祉協議会とも連携しながら困窮のほうと連携しながら、行ったり来たりする方は何人かはおられます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 すみません。人の後追いばあしょるみたいで、何か頓宮委員と同じページなんですけど、ついでなんでちょっと質問させてください。

総社市の生活保護支給率って6.4%なんですよね、年間。全国的に見ると2%台から4%台が大体普通なんです、平均なんですよね。なので、突出して総社市の生活保護の支給率が非常に高い。これについて分析されたことありますか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 仁熊委員の御質問ですけれども、生活保護率のほうでよろしいでしょうか。

0.6%なので、決して高い数字ではないというふうに認識しております。

単位がパーセントでなくて、もう一つ細かいパーセントなので、0.6%台だったかと認識しております。県内でも、そんなに高くないというふうに思っております。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 御指摘ありがとうございます。

申し訳ありません。僕一桁ほんなら間違えとったのかも分かりません。偉そうなこと言うて申し訳ないです。増えんのにこしたことはないんで、少ないほうがいいんで、少ないという状況であれ

ば承知いたしました。すみませんでした。お断りして謝罪いたします。申し訳ありません。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書でいいますと147ページですね。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費、障がい者千五百人雇用事業に関してです。

これちょっと決算を見させていただいてるんですが、予算のところでしたら自立支援推進員の方が計上されてるはずなんですが、ここになかったので、これがなかった理由は何かというところと、あと障がい者千五百人雇用委員会ですね、これが多分直近であったのが平成24年2月ぐらいだと、傍聴してたので記憶があるんですが、これが令和5年度ですか、令和5年度には行われておりました。ですが、これ令和6年度には障がい者千五百人雇用委員会がちょっと行われなかつたので、これがなかった理由は何かというところお聞かせください。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

1点目の件については、自立支援推進員の新谷さんという方がもう令和5年度いっぱい退職されたので、その予算は計上しておりません。

それから、障がい者千五百人雇用委員会のほうでございますが、開けていないのが事実でございまして、障がい者千五百人雇用委員会のほうは必ず開催しなければならぬのではなく、案件があるときに随時開催をすることになっておりますので、またそういう時期が参りましたら開催をしようというふうに考えております。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。その自立支援推進員の方が辞められたということで、ちょっと令和6年度はほかの方が雇用できなかつたということで、その方が5年間もされたとかあって、そこで辞められることが分かつてたのかどうかは分からないですけども、令和6年度にその方が辞めるというのが分かつてたのであれば、令和6年度はその補充ということも考えられたんじゃないかなと思うんですが、ちょっとそのところは考えられず突然辞められたというようなことになったのかというところと、あと障がい者千五百人雇用委員会は、そうですね、前回開かれたときもたしかA型事業所の報酬改定とかがたくさんいろいろあって、それをどうするんだという話もあったと思うんですが、この報酬改定があつて新たな年度にもなつて、特には報酬改定があつて新しい年度になつていくといろいろその中の問題点とかたくさん出てくると思うんですが、そういう話合いの場が持てたんじゃないかなというふうには個人的には思うんですが、そこに特に問題点も感じられなかつた、言えば事業所のほうからそういうちょっと契約厳しいんだ、ちょっと障がい者千五百人雇用委員会も聞いてこういう、例えば国へ申す、県へ申すとか、いろいろあると思うんですけども、そういういた要望とかもなかつたということですか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 まず、最初の自立支援推進員の方ですが、ここ数年退職の御希望があったのは事実でございます。本当に長い間頑張っていただいた方で、私たちももう知っておりましたので、令和6年度探してはいたんですけども、彼を超える方がなかなか見つけることができずということで、今そのままになっているのが現状でございます。

それから、障がい者千五百人雇用委員会につきましては、生活の質の向上をテーマで私ども今取り組んでおりますので、また障がい者千五百人雇用委員会で審議したい案件があれば開催と思っていますし、事業所のほうからも特にそのような意見は出ていないのが実情でございます。

○溝手宣良委員長 他にまだ質疑を考えいらっしゃる方いらっしゃいますか。

でしたら、この際、しばらく休憩にしたいと思います。

休憩 午後0時6分

再開 午後1時9分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 調書の122ページからなんですけれども、第3款民生費です、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、122ページは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援ということなんですけど、それ以外に次のページ123ページで、低所得者支援給付金支給事業、これら全部国庫支出金で。次のページもそうです、こういった事業が去年たくさんあったわけです。国の対策、政局絡みのこと也有ったんでしょう。こういうのが当然ぽんと出てきて、費用負担のことはいいんですけど、それ以外で僕が気にしてるのが職員手当の部分なんですけど、職員手当、これらって保健福祉部は大変忙しいということで、過去もケースワーカーの件で質問して、これも若干尋ねた部分もあるんですけど、これら本当これで決算調書でいうこれで賄われているんですか。やっぱし他の職員が応援とか、こういったことで実質職員数が厳しい、厳しいと言われてて、こういうふうに決算書には出てるけど、これで収まっているんですか。見えないところで職員が応援や、皆さん縦割りじゃないでしょけど、協力はし合ってるんだと思いますけど、急にこういった事業が来て保健福祉部で対応してくれというので、去年もページ数言いましたけれども、そのようなのが出てて、これで賄われているんでしょうか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

調書のほうに書いてある職員手当は、給付金の事務に従事した2名の職員分の職員手当でございますので、残りのケースワーカーの時間外勤務手当は別の予算で支出をしております。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 だから、こういった事業にもケースワーカー1人入ってたんですよね、たしか。入ってなかっただですか。資格を持っていた人が入ってたんですか。ケースワーカーはいいです。ケ

ースワーカーはケースワーカーの事業でやってるんですけども、私が言いたいのは、じゃ、これの2名分でいろんな低所得者支援給付金支給事業を2名分で本当に収まってたんですかということが聞きたくて、こういったのがぱんと出てきて総合福祉センターの1階部分でしたか、部屋ができてましたよね。やってて、これで当初、国の予算の中で収まってたんですか、国庫支出金で。見えないところで総社市の職員、これ以外ですよ、相互応援や手伝いや何やかんやの業務に従事してたのかということが聞きたくて、国庫支出金の中で収まっているんですか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 萱野委員の再度の御質問です。

福祉課の職員は2名と、それからこちらに第12節の委託料のところにございます給付金の支給事務補助員、派遣の方が数名来られてましたので、そちらのほうで賄うことができました。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 だから、それの中で全部結局忙しい、忙しいという中でいろんな方が応援したりとか、そういうことがあったりはしてない。ただ、もうこの中に予算どおりできちつと収まってやられた、見えないところでほかの職員が国の事業に対してそちらの事業を手伝うようなことはなかったんでしょうか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 他の部署の職員が給付金の事業を手伝うというようなことはございませんでした。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 いえいえ、それはもちろん他の部署はないとは思うんですけど、保健福祉部の中での決められたこの予算内で収まってるんですか。もう決算調書に書いたとおりなんでしょうか。それ以外に、ほかの職員が、同じ部署ですよ、保健福祉部内で手伝いや応援なんかが起きてたりするようなことはない。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 保健福祉部の中でもございません。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の175ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、ヤングケアラー支援事業に関してです。

これヤングケアラーコーディネーターの方を1名採用して、今いろいろと動いてくださって令和6年度もありましたが、この子育て世帯訪問支援事業委託料、これに関してこの調書にも書いていただいてます。実1世帯延べ4回というのがあって、これはこの方は令和5年度からの引き続きの支援だったのでしょうかというところと、ちょっと1世帯というのはこれ支援の多さとしては、こ

れ数が多ければいいとか、そういうわけではないとは思うんですが、実際にこの1世帯というのは本当にこれだけの数字なんでしょうか。このコーディネーターがいくらかまだ抱えているところというはあるんでしょうか。お願いします。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

この1世帯の実績でありますけれども、令和6年度新規で支援に入った御家庭でございます。それから、1件というふうな実績ではありますが、このヤングケアラー支援というのは具体的な支援、家庭、家事支援、それから育児支援につながるまでの過程が非常に配慮を要するもので、もちろんヤングケアラー御本人、お子様にも話を十分聞き、そして家族支援の調整が非常に大切なところであります。ヤングケアラー支援としまして、この子育て世帯訪問支援事業だけではなく、学校、それからきょうだい児等の園との情報共有だったり巡回、それからケース会議、それからSSWとの定例会のほうでも今こういう状況でこういったところが必要ではないかということを常に共有しながら支援のほうを計画立てておりますので、1件ということでもこの新規がもうぎりぎり年度の終わりぐらいに入ったというところが私どもとしては具体的な支援につながったというふうに考えております。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 本当にナイーブな問題だとは思っております。このヤングケアラーファミリーに支援を入れるというだけでも本当に具体的な支援ができるというのはすごいことだと思うんですが、そのヤングケアラーコーディネーターが言えば下のほうにもありますけど、いろいろな機関等は連携をしているはあるんですが、このコーディネーター自身がつなげるためだけの役目で今はもうずっといるという感じなんですかね。そこから、言えばこのコーディネーターの方がこっちのほうへつながったほうがいいんだというような判断をそうやって持っているのかどうかというのは、このコーディネーターはしているんでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 ヤングケアラーコーディネーターを配置しております、やはり各関係機関との連携、つなげるというふうな仕事は第一にあると考えております。それプラスやはりヤングケアラーとは、ヤングケアラーのお子さんがいたら早めにこども課のほうに連絡をくださいというふうな周知、広報ということが非常に大事な仕事の一つであります。それから、実態調査というところで学校から連絡があればすぐ学校のほうにも行って、子どもさんの状態のほうも確認させていただきますし、このつなぎの判断というところもヤングケアラーコーディネーターだけではなくて総社市こども家庭センターとして保健師が妊娠期から関わっているところ、それから家庭児童相談員、それからひとり親の家庭もありますので、母子父子自立支援員と一緒にこのケース会議をしながら、この方にはこういう支援が必要というふうなところを判断しております。それから、ヤングケアラーとしての判定につきましては、保健福祉部と教育委員会とのヤングケアラー支援調整会議

というものを設けまして、今現在関わっているヤングケアラーのケースについては進捗状況等の報告、それからもうこの方はヤングケアラーとは言えないんではないか、それから新たにこの方はヤングケアラーではないかというふうな判定をする会議のほうも設けておりますので、ヤングケアラーコーディネーターもその会議には出席して意見を述べているところでございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 調書の153ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費、高年齢者労働能力活用事業、いわゆるシルバー人材センターについてお伺いいたします。

この昨年の予算で52万5,000円のトイレの改修なんですが、修繕が挙がっていました。これについて執行が36万1,790円ですか、トイレの洋式化ということで修繕されてます。それから、今年度の予算にも同じく前年度と同じだけの52万5,000円が上がってきています。これはシルバーワークプラザのトイレの修繕になってるんですね。このトイレの修繕っていつまで続くんですか。これしかも前年度令和6年度の予算で、13万円幾らかのお金が残ってるわけですよね。15万円か、15万円のお金が残ってるわけですよね。これ残しながら、今年も52万5,000円の予算がついているのでお伺いいたします。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の決算に上げておりますトイレの洋式化修繕につきましては、2階の女子トイレ1基を和式から洋式に変更したものでございます。今年度令和7年度について同じく修繕料でトイレ挙げてますが、そちらにつきましては1階の女子トイレを和式から洋式に1基修繕するものというふうに計上しております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 お答えいただきまして、ありがとうございます。

ということは、1階、2階、あそこ3階はないですよね、今年度で終わりということですか。

○溝手宣良委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 トイレについては2階と1階ということであったかと思いますが、少しちょっとまた確認して再度お返事させていただいてもよろしいでしょうか。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 決算調書の200ページですね。第3款民生費、第4項災害救助費、第1目災害救助費の中の平成30年7月豪雨救助事業でございます。

これ執行率が0.5%ということで、貸付金利子の部分だけが執行されてるんですが、それを給付する災害弔慰金等支給審査会委員の報酬とか、そんなんも入っとるとは思うんですが、その委員の方の任期とかも令和6年10月いっぱいとかとなってるんですが、この令和7年度にも同じように予

算計上してあるんですが、これはもうこのまますっと行くという感じですか。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 小野委員の御質問にお答えいたします。

予算の段階では、審査会委員報酬ですとか、また災害弔慰金のほうもたくさん挙げていたところです。委員のほうの任期は令和6年10月30日までですので、万が一災害の関連死ですとか災害の障がいというような案件が出たときは、またもう一度集まつていただくように委員のほうにお願いしますので、引き続き予算計上はしております。災害関連死ですとか災害の関連障がいの予算は結構高い、1件が500万円とか250万円というふうになっておりますので、もうそろそろなくなるのではないかというふうに考えておりますが、まだ倉敷市のほうでも案件が挙がっているということですので、一応令和7年度についても予算を挙げさせてもらっております。

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 ありがとうございます。

これって期限とか何かあつたりするんですか、明確に。

○溝手宣良委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 いえ、特に期限のほうは定められてはおりません。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の174ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1項児童福祉総務費、児童虐待防止事業のことあります。

実績・評価・課題等の中に通告件数、令和3年度から令和4年度、令和5年度、令和6年度と挙げていますが、令和4年度だけちょっと減っていますけれども、ほぼ同じ推移でしてますが、この通告の方法、今189番だったり110番する人もいるんでしょうし、直接こども課とかに言われる方法もあるかと思うんですけど、どういう通告が多いのかということと、それからこの要保護児童数、要保護児童世帯のみの通告なのか、全く要保護児童世帯ではない案件も通告があったのか、その通告があった後、どのように対応されているのか教えてください。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 順宮委員の御質問にお答えいたします。

通告件数の通告経路でございますが、令和6年度一番多いのが児童相談所からでございまして、43.4%の割合であります。続きまして多いのが学校の19.9%、続いて多いのが保健師からの通告、関わりの中での通告が11.8%、それ以外にも医療機関、それから認定こども園、それから近隣の通告につきましては昨年度は1件、ですから令和5年度は4件あったというふうなところで、現状としては今多いのは児童相談所からが一番多いという現状です。

それから、要保護児童の通告なんですかとも、もちろん要保護児童として登録している方の通告もありますが、新規で通告があるケースもあるということで、ちょっと割合というのが今すぐに

は分からんんですけども、新規の方も通告があり、そして必ず通告があつたら緊急受理会議のほうを総社市こども家庭センターで行います。また、その通告のときに子どもさんのがけがをしているというふうな通告があつた場合には、必ず、24時間以内といいますか、その傷痕とか、子どもさんのお話を聞きに家庭児童相談員と一緒に保健師も園や学校等にお伺いしている。それから緊急受理会議を行つていろんな他機関との情報を集めて、それからどういうふうな支援のほうが必要かという受理会議を行うということを一連の作業といいますか、そういうことをやつて現状でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 児童相談所からの場合は、もうあらかじめ状態が把握された上で今回少し進んでいるのでということかなとかと思うんですが、この緊急受理会議を開いて対応して、そこから改善していくケースはどのくらいありますかね。また、この同じ案件が2回も3回もなのか、全く新規ばかりなのか、その辺は分からないです。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 順宮委員の御質問にお答えいたします。

一番通告経路で多かつた児童相談所ですが、多くは警察から児童相談所に通告があつて、児童相談所からこのケースの詳細を教えてほしいというものがほとんどでございます。実際その中では、要保護児童と登録されている方もいれば全くの新規の方、近隣の方が警察に通報して臨場して、そこから児童相談所に通告、それで市に情報を聞くというふうなケースがございます。それから、もちろん改善していったケースもあります。やはり子育てが大変でどうしてもきつい言葉を使つてしまつた、たたいてしまつたというふうな保護者の方もございます。そういう場合には、保健師等がまた訪問等を繰り返し行って、どういったサービスにつなげたら育児負担軽減になるかなというふうなことにつなげることによって改善ができたケースもございますが、やはりなかなかすぐに改善というのがつながらないというのがちょっとありますので、そこは見守りというのをかなり長い経過実施している、そのためには学校とか園とか、そういった他機関からの情報をしっかりと聞いて今の現状のところを把握して支援につなげているという現状でございます。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○頓宮美津子委員 当然現状が回復できないので児童相談所に行って養護施設に行くというケースもあると思うんですけど、これを課題としてなかなかこの件数が減らないという場合に改善策というか、そういうこともあってこの間一般質問も提案させてもらったんですけど、その改善策で今後、これは令和6年度の案件ですけど、令和7年度として機関と相談をしてということもありますけど、新たな何か取組とかというのはお考えあるんですか。令和6年度までは実施してなかつたけども、令和7年度に新たにこういうふうに取り組もうかとかという案件はあったのかということと、それから学校の案件が19%、この場合は教育委員会と連携をしてということもあると思うんですが、その場合は教育委員会にある程度担任の先生との話合いの中で改善に向つていているのだ

とは思うんですが、その辺のところは教育委員会からお答え、どのように対応されてるかというのをお聞きしてもいいですか。お願いします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えします。

学校のほうでは、虐待のような疑いがあった場合には必ずこちらにも連絡をして、こども課と教育委員会のほうで連携をして話を進めていくということをしております。また、その検討委員会のほうにも、課の担当の者が一緒に出席をして情報共有をしているという状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 順宮委員の再度の御質問にお答えします。

本当にケースが困難化している、複雑化しているという中で、非常に対応に困った場合は重層的体制整備事業の中のケース会議のほうにかけて、やはり同じ支援者が同じ方向性を持って支援をそれぞれの役割を持ってつなげていくということを重点的に行っております。令和7年度について新たにというところは、今のところはちょっと考えておりません。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○順宮美津子委員 それぞれ担当課はこれに向けてもう一生懸命やってくださってるのは重々理解をするんですけど、情報共有とか検討会議とかというのはあるんですが、この目的が児童虐待ゼロのまちを目指すとなっているので、この4年間全く減っていない状況からするとやっぱり新たな取組を考える時期が来たのかなと思っていますので、今後の課題に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 順宮委員の再度の御質問にお答えします。

御意見ありがとうございます。確かに困難なケースたくさんありますので、今後どういったところで連携の仕方ももっと効率的に、そしてスピード感で対応していくということに努めてまいりたいと思います。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

順宮委員。

○順宮美津子委員 第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、調書でいうと202ページ、母子保健事業でありますが、今こんにちは赤ちゃん事業でリトルベビー母子手帳、専用の母子手帳も出たんですが、この年はどのくらいリトルベビー母子手帳が配られたのかということを教えていただきたいのと、それからハイリスク妊婦、特定妊婦の増加で相談支援体制の強化を図るための専門職の確保が課題と書いてあります。なので、このハイリスクの妊婦あるいは特定妊婦、これどのくらいあってその課題に対して令和7年度どのように取り組んだのか、ちょっとお教えてください。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 頓宮委員の御質問にお答えします。

低出生体重児のお子さんにつきましては、令和6年度41人お生まれになっております。内訳としましては、1,000 g から1,500 g 未満がお二人、1,500 g から2,000 g 未満が4人、2,000 g から2,500 g 未満が35人の合計41人でございます。

ハイリスクの妊婦、特定妊婦が増えているというふうな現状でございます。妊娠期からの伴走型支援のほうを強化しております、妊娠時期の面接はもとより8箇月アンケートのほうを全妊婦に對して行っており、面接、それから電話等で支援のほうを行っております。やはり心に問題を抱えてる妊婦が確かに多くなっていることが実感としてありますので、令和7年度としてはちょっとその辺も吉備医師会等と意見を交換しながら、どうやつたら産後鬱という、もちろん産後鬱の自殺ということはあってはならないことになりますので、そういう取組について研究してまいりたいと思います。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の203ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、乳幼児健康診査事業です。

総社市は、もう本当にここにちは赤ちゃん訪問事業も完璧にやっていただいて本当に助かるんですが、この実績の中で乳児健康診査受診数、これ受診率98%、99%というこのパーセントでいくと高いんですが、例えばその乳児健康診査98.4%、人数にすると5人、それから1歳半健診、これ5.6人、3歳児健診7人、ちょっとずつ増えていくんですが、全く健診を受けない子どもが、親が連れていっていない子どもが5人、6人、7人といふことに対してどのような対応をされて、再度訪問されているんだとは思うんですけど、その辺のそういった中にも虐待が含まれていたりするのかなとかと思うんですが、その辺どのようにしてなのか教えてください。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

未受診者への対応でございますが、乳児健診の場合は長期入院されている方、それから長期に医療的ケア児等の方はちょっと乳児健診には来れないということで、この人数につきましても全把握をしております。1歳半健診、3歳児健診につきましても、未受診者には通知のほうを出すとともに保健師のほうが電話とか訪問で状況を把握している。やはりお仕事の都合でなかなか行けないというふうな理由の方もいらっしゃいますので、そういう場合はかかりつけの医療機関のほうで健診のほうを受けてくださいというふうなことはお答えしております。特に3歳児健診につきましては集団に入っている可能性のほうが非常に高いこともあります、お子さんの様子については保護者の方には電話等ではお聞きはできるんですけれども、子どもさんの様子は直接園、保育所のほうに行って確認をし、園の先生方からもちょっと情報を得て全把握100%は達成しているところでございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の205ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、精神障害者支援事業なんですが、この課題のところに子どもの相談窓口を掲載したチラシ入りティッシュを市内の小学4、5、6年生、中学生、高校生に配布とされていますが、その配布は学校に持っているのか、どういうふうに配布をされているのか、これを教えてください。

○溝手宣良委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 順宮委員の御質問にお答えさせていただきます。

自殺予防ティッシュにつきましては、おっしゃられたとおり小学校の4年から6年、中学生、高校生に配布をしております。昭和五つ星学園義務教育学校については、愛育委員のほうが説明をさせていただき配布を行っております。残りの小学校、中学校、高校につきましては、学校の先生から説明をした上で配布をしてくださるようお願いしたチラシを同封させていただいております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、すみません、私より少しだけ。

以前出ましたけれど、調書153ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目老人福祉費の高年齢者労働能力活用事業、総社市シルバー人材センターの補助金について伺います。

今年度のことなのですが、市バスの運転手を総社市シルバー人材センターで契約しておりますが、運転手が足りなくなつたというようなことがありました。ここにこの補助金というものが総社市シルバー人材センターに対してあるんですが、こういった契約、個々の契約とまたこの話は別になるのかもしれません、補助金の交付要綱、要領についてそういう契約の不履行とまでは言えないのかもしれません、結果的には総社市としてバスを運転手ごと借り上げるというふうなことが発生をいたしております。こうした場合が、こうした事態が令和6年度中にはなかつたのかどうか、そのほかでもバスに限らず、何かその総社市シルバー人材センターにこういったことをお願いしますといった契約で、それが結果不履行になつたようなことはなかつたのかどうかの確認と、それがもしかった場合にはその分の、市がある程度損失を被るわけですから返還要求とかできるようになっているのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

こちらで予算計上しております総社市シルバー人材センターへの補助金につきましては、総社市シルバー人材センターの事業の運営に関する部分への補助金でございまして、その特定の契約の不履行に関するにつきましてはちょっとお答えは難しいかと思うのですが。ということでいいでしょうか。

○溝手宣良委員長 取りあえず承知をしました。ちょっと繰り返しをさせていただきます。なので、総社市シルバー人材センターの運営に対する補助金ですから、総社市シルバー人材センターの運営がどのような状態に陥ろうがこの補助金は常に交付されるというふうに認識してよろしいですか。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 再度の御質問にお答えいたします。

こちらの補助金の金額につきましては、国の補助額と同額ということで市からも補助を出しておりまして、その中で円滑に運営をしていただくということをお願いしているところでございます。

○溝手宣良委員長 すみません、もう一度、端的に申しまして、だからどのような状況に陥ってもこの補助金はもう交付されるものであると、一旦交付されたものはもうそのまま交付されたままであるというふうに認識していいんですよね。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 補助金につきましては、この額で運営に充てていただくということで補助をさせていただいております。その中で、総社市シルバー人材センターの事業を運営する中で問題があるということであれば、そういう点についてはこちらも問うていく必要があるとは考えております。

○溝手宣良委員長 では、再度お尋ねをいたしますが、ということは総社市シルバー人材センターの運営について一定の監査なり何らかのチェックを担当課としてしているというふうに認識をしてよろしいですか。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 補助金を交付しておりますので、その件につきましては執行状況等については確認をしていく必要があるものと認識しております。

○溝手宣良委員長 再度私より。承知をいたしました。

恐らくどうしてこういうところが問われるかというと、今現在総社市内でいろいろあるから、いろいろとあえて申しますが、だと思うので、それがただ単に他の部署であるから自分たちには関係ないではなく全庁挙げて、これを機に正すべきところは正す必要があるし、おかしい、疑問点がある点は疑問点を解消すべきであろうと私がちょっと思っているので、このような確認をさせていただいたところでございました。引き続き総社市シルバー人材センターにおかれましても、そういったところのチェックをよろしくお願ひいたします。

もう一点お伺いをしたいと思います。

これも皆さんの質問の中にあったことなのですが、調書の120ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費のひきこもり支援事業についてちょっと私も伺うのですが、この事業の中にひきこもりサポーターの養成というのがありますて毎年度1回だったか2回だったか、雇用はされてると思うんですが、現在、過去にこれを受講されて何なら何度もサポーターとしてそ

れこそ「ほっとタッチ」であったり「ほっとタッチぱえむ」であったりに加わって、サポーターとして加わってくださっていたのに、もう最近は全然サポーターとして活動してくださってない方が相当数いらっしゃると思うんです。その相当数いらっしゃる方は、何ゆえもうサポーターに当たっていただけなくなつたのか、かつて受講してサポーターをしてくださっていた方が相当数いらっしゃるので、新規に採用というか、新たに増やしていく、活動を広げていくためにも必要ではあろうかと思うんですが、相当数いらっしゃると思うんです。その整合性、それでもずっとどんどんどんどん新しいサポーターを養成していかないと追いつかないぐらい事業が拡大しているとも思えませんので、こここの運営が正しくいっているのかどうか、先ほど来ここで質疑がありましたようにサポーターの中で結局自分がどういったことをすればいいのかが多分認識できていない、思いが違うということが発生しているんだと思うんです。だから、例えば参加してひきこもり支援をして私がここに関わったおかげでこの人こんなによくなつたんだというような結果をものすごく望まれてる方がいらっしゃるのかなと思ってみたり、逆にとにかく出てきさえすればいいんだから機嫌を損ねないように、あまり声もかけないほうがいいんだよとか、そういった意識の何かやる目的というか、サポーターの役割が統一されてないのかなというか、統一といったらいいのかどうか、個別の人それぞれで対応違うので難しいんですけど、そういったところもあるのかな、サポーターと同じサポーター養成講座を受講されているはずなのに、その結果がどうしてこんなに違つてくるのかなというのが疑問なので、決算審査ですからこのサポーター養成講座は本当に正しいサポーターが養成されてますかというふうな問い合わせさせていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

サポーター養成講座、今年度も1回目がありましたけれども、中には当事者家族の方ですとか、サポーターの方で何回も受けられる方もおられますし、それから民生委員の方だとか様々です。受けられた方の中で、委員長おっしゃられたとおり支援をしていくという方もいらっしゃいますが、ひきこもりって何だろうという、まずそこから入ってこられている方もいらっしゃるので、やっぱり温度差があります。ですので、実動部隊としては今まで受けられた方大勢おられますけれども、約半数ぐらいが実際動かれている方です。引き続き募集もしておりますけれども、「ほっとタッチ」とか「ほっとタッチぱえむ」に行かなければならぬというのをあまり出すとだんだん受講者が減っていくという声も聞いたりしていますし、我々は総社市内の中に市内で市民の方々にひきこもりって何だろうというのを知っていただくという役目もあると思っています。ですので、引き続き開催はしていこうとは思っておりますが、そこは受講者の声も午前中も言いましたけれども、やっぱりお伺いしながら今後の運営については検討していきたいと思っております。

○溝手宣良委員長 すみません。最近要は受講された後に実際にサポーターになっていただいたかいただいてないかではなく、かつてサポーターとして実際現場に出られていた方がもうサポーターをしてくださらなくなっている方が結構相当数いらっしゃると思うんです。その分析はできてい

ますか。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 辞められた方の中には、年齢的なものですとか家庭の御事情でというのも伺っておりますし、例えば「ほっとタッチ」で支援した中でやっぱり自分の考えとは違ったというような意見も伺っております。

○溝手宣良委員長 若干釈然としないんで、申し訳ない。いや、本当かつてがっつりサポートしてくださっていた方が何らかの理由で本当に来られなくなったりするんで、そこが知りたいなと。その改善が必要なのかなと、その知りたいというのが、その改善がないと恐らくずっとそういうループが続くのかなというふうに思うので、サポーター非常に大変な作業で繰り返し自分も認識はしておるつもりなんですが、やはり本当個別具体に対応は違うので難しいのは難しいんですけど、これを継続していくためには一定のガイドライン的なものは必要なのかなというふうに思うので、サポーターをしてくださっている方、またはサポーターをしてくださっていた方、これからしようとしている方が共通の目標というか、ある程度認識が持てるように、人それぞれ考えが違うというのはどうなのかなという気がするので、サポーターとして加わっていただくんであればです、というふうに思うのでちょっとここを見つめ直していただきたいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 ありがとうございました。

ひきこもりサポーターの養成につきまして、再構築をしていきたいと思っています。御意見ありがとうございました。

○溝手宣良委員長 それでは、他に質疑がないはずですので、一応問います。他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようですので、これをもちまして現在の箇所については質疑を終えたいと思います。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 申し訳ありません。先ほどの仁熊委員からの御質問で、シルバーワークプラザのトイレの改修の件でございます。

トイレの改修につきましては、1階、2階の女子トイレについて1基ずつ修繕が終わったところで、令和6年度、令和7年度で実施をしたところでございます。男子トイレにつきましては、まだ和式のままになっております。また、令和8年度以降になりますが、ほかにも修繕箇所ないか確認して優先順位をつけて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 それでは、答弁も全て終了したと思いますので、この際、しばらく休憩をいた

します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時 9分

○溝手宣良委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10款教育費のうち、第1項教育総務費から第4項幼稚園費までの審査に入ります。

それでは、質疑に入れます。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の338ページ、第1款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、学校適応促進事業、ふれあい教室の件ですね。

ここもちょっと決算を見させていただいてるんですが、簡単に言いますと報酬の部分です。満額がないというところで、そこに関しては予算のほうでは主任指導員がお一人、指導員がお一人、主任カウンセラーお一人、カウンセラー2人というふうに報酬が計上されていますが、実際決算のところではちょっと790万円ぐらいで、この部分に関しては主任の方とか主任カウンセラーの方が形上されていないのか、それともカウンセラーの方がいらっしゃらないのか、ちょっとそこの人手の部分をお聞かせください。実際令和6年度この人数で行けるのかというか、どんどんこういうのも受入れが多くなってきてるという状況もありますが、現在の受入れ体制とその実際の職員の方で回せているかどうかというのをお聞かせください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、令和6年度につきましてはセンター長が市の職員の再任用の者が行っておりましたので、その分の会計年度任用職員としての予算の計上部分が必要ではなくなりました、というのが大きな減となる一つのまず理由です。また、カウンセラーにつきましては、主任カウンセラーという名前で主任というカウンセラーは少し手当があるんですが、そのカウンセラーは力量や経験年数から配置はしておりません。

ただ、カウンセラーという名前で配置のほうはしております。しかしながら、少し人員不足でして、カウンセラーの配置が3名あるところ1人欠員がどうしてもカウンセラーの有資格者がいなくて、代わりに指導員という形で資格を持っていない者がふれあい教室の中の支援を行う、カウンセリング業務は行わずに支援を行うという形で配置をしていたという実態もありまして少し決算のほうが低くなっています。

カウンセラーの相談件数につきましては、基本的に要望に合わせてカウンセラーのほうが出向いてカウンセリングを受けるという形を取っておりますので、おりました者で一応できる範囲のことはやるという形で可能な限り学校からの派遣要請には応えているという状況でございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。ちょっと言うと兼務をしている状況はあるということが分かりました。実際に本当にカウンセラーの方もちょっと1名欠員ということで大分希望される方も多い、どうしても学校に行けないというか、ここを足がかりにして学校に行けるようになればいいですけども、そういう希望があってそのふれあい教室です、お断りしている状況というのはこの令和6年度ではなかったということでおろしいか。もうその人数で人手不足かもしれないんですけど、それでも対応ができたということで。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

要望がありましたら、基本的には全員を受けております。

ただ、カウンセリングは予定がありますので、希望している月とかよりも少し遅れて順番を待つというような状況になってしまふということは多少あります。

ただ、市のカウンセラーと、これとは別に県のカウンセラーが配置されておりますので、基本的に県のカウンセラーが補いつつ市のカウンセラーはそこでなかなか県のカウンセラーだけでは回らないですとか、子どもへの直接的な支援ですとか、そういう部分で県と市が役割分担をしつつカウンセリングを行っているという状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の344ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費で、通級の学級の発達障がい等の特別な教育的ニーズのある児童生徒がという、この件ですけれど、前回委員会できらりを見に行かせていただいてマンツーマンで受けて、その子が終わればまた総社小学校の中の教室に戻るという、そういうことをしてるんですけど、ほかの総社小学校以外でも通級受けたいお子さんがいても結局働いていらっしゃったり、いろんな理由で送り迎えをすることができれば通うことができるが、なかなかそれが難しいので結局総社小学校の子どもが主に通級を受けているという御説明受けたと思うんですけど、例えばこれファミリーサポートセンターの送迎を使うとか、何かそういう本当はあそこに受けたいけれども受けれない子どもというのがいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そういうことをせつかくいいものができているので、それをもう少し広げていくという方向性はお考へないんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えをいたします。

通級指導教室のほうはセンターとしましては総社小学校の施設内にありますが、指導のほうはその他の学校でもやっております。その学校に近隣の学校の開設をしていない学校のお子さんはその近隣の学校に行って通級を受けるということはしておりますが、御指摘のとおりやはりそこには

保護者の送迎というものが必要になってきております。できるだけ職員の数で実施できる学校を増やしていきたいというふうには考えて、毎年そのニーズや通級利用者ができるだけ多いところに開設、部屋をサテライト校と言っているんですが、開設をして送迎の負担がかからないようにということはしておりますが、ちょっと送迎をどういう形でするかというあたりは今後研究していく必要があるのかなとは御指摘を受けて思いました。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書の346ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、通学路整備事業、横田基金のです。

ここで通学路へのカーブミラー等の設置がありましたというのがあります、このカーブミラーの設置された箇所、数というところと、これがどういった経由でというか、どういった要望でこのカーブミラーがついたのかというところをお聞きしたいんです。例えば地域からこういうのが出た、もしくは通学路を歩いてる意見からこういうところにつけたほうがいいんじゃないかというのがあった、これ何回か前から一般質問で三宅議員が聞かれた中にその通学路のいろいろ要望を集めても、実はそれが挙がっていないで実際改善にはつながっていなかったというような、そういうお話をありました。そういう要望の経路を、それはどういうところから来てこここのカーブミラーがついたのかというところ、お聞かせいただけますか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

カーブミラーの設置のほうにつきましては、地域応援課からいろいろな設置要望というものを取りまとめている中から、通学路に関するものにつきましてこちらに情報をいただきて設置をしているという状況でございます。令和6年度で申しますと、カーブミラーを2箇所に設置をいたしました。1箇所は総社南幼稚園の北西、何というんでしようか、図書館の東側の三差路に1箇所と、秦小学校と秦幼稚園の間の三差路のところに1箇所、これ両面に見えるものを1箇所というのは設置をしております。地域応援課からそういう要望がある中で、通学路に関するものの設置を進めておるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。2箇所、そこがついたというところと要望のところは地域応援課から出てきたというのがありましたけど、その地域応援課から出てきたものに関して地域応援課は通学路というか、要望ですか、例えば総社南幼稚園のそこだったら幼稚園に通ってる方からその要望が出てきたのか、地域の中であつ、ここは危ないからという意見があったのか、言えば幼稚園ですが学校へ直接言った、ここへカーブミラーが要るんじゃないかという意見というのが今先ほど

聞くと地域応援課の要望というところであれば学校から出た意見、要望ではなくて地域応援課が地域から集めてきた意見だというのがあって、じゃ、学校に要望した部分、言えば我々親でもあるんですけども、1度通学路を歩いてみてこういう危険箇所があればこういうカーブミラーがあつたらいいなという場所があれば情報くださいみたいなのがあって、それはこのカーブミラーの中で反映されるんですか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

毎年通学路関係の危険箇所の報告につきましては、学校、それから幼稚園を通じてこちらのほうに報告を受けております。その中で、道路部分に関するものについては土木担当員のほうにおつなぎいただき、それから横断歩道ですとか信号機については警察のほうに要望していただくというふうなことにしておりますけれども、危険箇所の把握についてはその報告をもってこちらとしても把握しております。先ほどの2件につきましては、学校・園それから要望もあった箇所でもございますので、そういう中で今回基金、どれを充てるかということの中で決定した2箇所でございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。であれば、この2箇所のことに関しては、学校・園から出て教育委員会へ出た要望ではなく、何かそういうようなふうには思わない、地域応援課から上がってきたというんであれば、その地域応援課のほうへ、言えば教育委員会に来たんですけども、地域応援課へ一旦そっちにして、それから通学路に当たるからこの基金を充てたというふうな認識でいいんですか。だから、教育委員会に言って、そのままここの基金を使って、じゃ、ここにつけましょうというふうな判断にはなってないんですか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

当然カーブミラーの設置につきましては、地域応援課のほうで道路のほうに設置をしていただいているところでございます。この基金を使ったもの以外にも、カーブミラーの設置等した例もございますけれども、今回この2箇所については地域応援課では施工していない部分の中でこちらとしても判断をして基金を使って整備をしたというものでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の341ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費の補充学習サポート事業、これ執行率51.3%なんですが、令和6年度に指導員、支援員がいてできている学校と指導員、支援員がいなくて必要があるけれどもできなかつた学校と、いろいろあると思う

んですが、やってる学校とやってない学校教えていただけますか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えいたします。

まず、こちらの事業は、学校のほうがやりたいと言われた学校で全て実施をしております。学校のほうで学習サポートの希望のサポートでボランティア等で来られる方の確保もしなければいけないので、学校でやるというところは全て実施をしております。こちらの実施率のほうですが、当初予算計上のときには計画として、これは県からの委託で補助をもらっている事業ですので、その中で予算計上をしておりました。ところが、決定は4月当初になってから、配置の決定通知がいただけます。なので、学校も当初予算で要望はしているんですが、こちらからの実際の運用の決定通知というのは4月に入ってから学校のほうに執行の時数を案内しているという状況です。令和6年度につきましては、予算請求時にはそちら示してありますように203万6,000円ということでしたが、実際に4月になって決定通知の額が107万8,000円と非常に大幅に下がった状態での決定通知が参りました。ということで、執行率が50%になっているんですが、実際の執行率は予算でいいますと96.9%というところです。実施の学校につきましては、改めてちょっと御説明、御案内をさせてください。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ちょっとなさそうなので、私から少し。

調書の361ページ、第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費、部活動地域移行推進事業について少しお尋ねをいたします。

これ執行率が66.6%なんですが、要は部活動指導員を、数を確保することも大切なところだと思うんですが、これ目標には達していく順調なんでしょうか。この執行率が達していないのが例えば目標よりも指導員が少なかったから、その部分の予算が余ったのかとか、そういうことかなと思ったりしたんですが、令和6年度の目標には数は達したのでしょうか。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 委員長から御質問いただきました目標でございますが、最終的に休日の部活動完全移行すると引率も可能な指導員が最低80人は必要というところでございます。今回派遣できたのが24名ということでございました。あと60名外部指導者登録いただいたところでございますが、この中でも地域部活動指導員という、雇用という立場で入っていただく方が予算は20名取っておりましたが、決算では6名ということでございました。なかなか企業の方も副業ということで、雇用というのがなかなか難しかったというところもお聞きしております。今後も今指導員の登録も増えてきているところでございますので、予算も見ながら増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 今企業の方が副業ということで、なかなか雇用に結びつかなかつたといったような反省点はあったと思うんですが、原因がそれだけではないんだろうというふうに思うんです。なので、進まない理由というものをきちんと分析して、そこをクリアしていかないと、いつまでたってもこの必要数が確保できずにスムーズな地域展開ができるないんだろうというふうに思うんです。だから、この決算なので、その分析もきちんと併せてしていただきて、次に生かしていただかないといけないと思うんですが、理由とすればもう企業の方が雇用に結びつかなかつたからなのでしょうか。それとも、この事業の目的としてはやはりスポーツ、文化的活動に親しむことができる環境をつくるわけですよ、生徒に対して。教員に対しては、働き方改革で負担を軽減するということなんだろうと思うんです。そうすると、無理に競技的にスキルの非常に高いものを求めなくともいいのかなとか、そういうこともあると思うし、部活動、今ある部活動もそうですが、ほかの部活動、こういった活動だったら部活動として受け入れができるというような地域があつたりするのかもしれないと思うんですが、そういったことは一切考えておらず、もうあくまで現存の部活動をどうにかして地域展開していくしか考えておらず、そのための確保する人員が企業であつたり、それなりのスキルを持っている方、その分野においてのスキルですよ、指導のスキルというよりは、その分野、野球なら例えば野球が上手な人とか、そういったところで考えていらっしゃるのかどうか、それがこの目的に合致したものになっているのかどうか、そういう分析ができるのかどうかを教えていただきたいと思います。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 今は休日の部活動を地域移行していくこうという大きな目標で、部活動地域展開を進めているところでございます。なので、まだ多様な活動の在り方というのは、もう今後の検討課題であると考えております。まずは、休日の部活動をどうやって地域の方と一緒にになって、教員だけでなく地域展開ができるかというのを考えているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 基本的には現存の部活動の土日祝日を地域展開するというのは分かるのですが、当然御存じのように今コミュニティ・スクールを進めていっています。各小学校に学校運営協議会ができています。こうした中で、地域の方がその地域のことで積極的になってきつつあるんだろうというふうに思います。課題として、そこにある課題として、小学校のときには子どもとの関わりがあるけど中学校になつたら急にばつたり途切れるといったような課題があるともいうふうに認識をしておるところですが、こういうところもうまく連携することってできないんですね。その部活動の地域展開だというのはもちろん分かった上で、今質問しているんですが、部活動地域展開を進めていく上で可能な方法というのは本当に探っていらっしゃる、もうその土日祝日を地域に任せることができればそれでいいんだって、それだけになってませんかというのがちょっと私疑問で、それだと本当に中学生のためになっているのかどうかというのには疑問だなというふうに思ないので、もう一度そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

部活動改革推進室長。

○矢吹慎一部活動改革推進室長 委員長から再度いただきまして、確かに小学校年代では地域の方が積極的に入ってスポ少等教えてるというふうな状況で、中学に入ったらそこが地域の方携わるというのがぶつかり切れてしまうという課題があるというのは、さきの推進協議会でも意見が出たところでございます。どうやって地域の方を学校の既存の部活動、または地域展開した地域クラブへ携わっていただくかというのを課題と考えておりますので、これを今後検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 一事業ではありますが、本当に子どもを取り巻く子どもの将来、何なら地域の将来も関わってくる大きな事業なんだろうというふうに思います。なので部署内はもちろん、他部署ともしっかりと連携を取って可能性を広げていっていただきたいというふうに思います。このことについての答弁は結構でございます。

他に質疑は。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 すみません。終わりのところ失礼します。

調書の363ページ、第10款教育費、第4項幼稚園費、第1目幼稚園費、幼稚園一般経費の中から質問いたします。

この中で報酬があります。一番上の行から2行目です。会計年度任用職員報酬77名、1億2,881万4,203円とあります。これこの中で時間外勤務手当はどうなっているんでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 仁熊委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの会計年度任用職員の報酬ですけれども、77名ということで、こちらのほうは幼稚園の講師であったり預かり保育の指導員、こういった方への報酬となっております。こういった方につきましては、もう時間帯が決まっていますので、時間外勤務手当というような手当は支給のほうはしておりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 支給をしていないから、時間外勤務手当を請求しても園長が書いてくれんよと言われるらしいです。預かり保育があるから、朝はいいんですよ。夕方はどうしても手が足りないから、帰ろうと思ったら仕事があるからしうがなしに手伝う、それを書いたら園長が書いてもらえんよと言うんですよ。これ出せないんですか。だから、要はそういう場合には、幼稚園の先生にこれはサービス残業ですという話なんですか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 再度の仁熊委員の御質問にお答えしたいと思います。

そのあたりは、預かり指導員であるとか、幼稚園の講師の先生につきましては、若干の時間が超過する部分はあるかと思うんですけれども、そちらについてはほかの休憩時間を持っていただいたり、ほかの時間で調整という形ではさせていただいていると聞いております。

ただ、正規職員という形であれば、そのあたり預かり保育の時間外のほうは手当は支給はさせていただいているんですけれども、会計年度任用職員のその時間外勤務手当につきましてはほかの時間で調整等させていただいていると聞いております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 分かりました。会計年度任用職員であろうが、正規職員であろうが、時間外勤務は時間外勤務なんで、それは今課長おっしゃられたようにしっかりと伝えて分かりやすく、理解していただいて働いていただくことが先決だと思うんですよ。

それから、もう一つ正規の職員の方に関しても、同じような意見をもらってるんですよ。書いてもらえんって、正規の方もですよ。園長がもう無理よって。御存じですか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 御意見ありがとうございます。

先ほど仁熊委員が言われました、その書いてもらえないという現状です、そちらのほうは園のほうにも確認させていただきまして、その現状をこちらのほうも把握したいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ぜひ調査してください。これは若い職員の方なんですけども、希望を持って働いてるんですけども、私たち現場で働いている人は時間外勤務手当ないですよ、でも本庁舎で働いてる人は時間外勤務手当もらえてるじゃないですか、上司の許可をもらって時間外もらえてるじゃないですか、私たちは園長の許可をもらおうにも園長が駄目だって、こんなもん本庁へ持っていたらカットされるからもう無理と言われると言うんで、これ生の声ですよ。なんで、ぜひ調査してください。この答弁お願いします。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 仁熊委員の御意見ありがとうございます。

そのあたりは各園にも確認等させていただきて、適切な対応を検討したいと思いますけれども、基本的にそういった時間外勤務手当ですね、正規職員につきましては預かり保育であったり卒園式、入園式、そういう事業のための時間外勤務というものでもう限定されております。通常の事務業務であったら、時間外勤務手当のほうは今現在は支給されておりませんので、そのあたりの現状も含めまして確認のほうはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。

だけど、今おっしゃられた答弁はそれは使う者の側の理論な。使われる側の理論というのはそうじやないんで、要はそこに仕事があつたら放つとけないでしよう。じゃ、放つといつて帰れということですか。これ申し訳ないですけど、職員の意識の低下につながりますよ。この調書の中でも同じですか、はつきり言って。上司が命令しなければ、働くでえんじやから、それは放つといつて帰りやえんじやろうけども、これがずっと蔓延していったらはつきり言って意識の低下につながると思います。だから、これちょっと考え直してほしいと思いますんで、よろしくお願ひします。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 再度の御意見どうもすみません、ありがとうございます。

そのあたりこちらの本庁での事務職員の対応ももちろん同じ、幼稚園のほうも同じでございますので、そのあたりは確認等重々にさせていただきたいと思います。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

何か先ほどの答弁、質疑が先でいいですか、答弁先がいいですか。

萱野委員、じゃ、お願ひします。

○萱野哲也委員 予算調書で393ページ、教育費で文化センター費でお尋ねいたします。

文化センター駐車場用地……。

○溝手宣良委員長 萱野委員、現在第4項までなんで、そこは第5項ですね。

○萱野哲也委員（続） まだ、じゃ、失礼。ごめんなさい。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 先ほどの頓宮委員からの御質問についてお答えいたします。

補充学習サポートの件でございます。

令和6年度に実施をしております学校は、総社小学校、総社北小学校、総社中央小学校、秦小学校、神在小学校、総社西小学校、昭和五つ星学園の6－9フロンティアキャンパス、総社中学校の8校でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 調書の338ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、学校適応促進事業ですが、令和6年度の小学校、中学校別の不登校の人数と実際にこのふれあい教室に来た子どもの数、教えていただけますか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 すみません。ちょっと資料まとめて、後ほど御回答いたします。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○頓宮美津子委員 このふれあい教室、今何人来ているのかという想像すると少ないのではないか

なと思うんですが、この評価のところにはとてもいいことが書いてあるので、午前中で帰ってしまう、昔と言っていいのか、給食を食べていたことがあるようなことがあったと思うんですが、例えば不登校のお子さんでも保護者が働いていて何とか行つたけれども家に帰つて自分で御飯作らなきゃいけない、いろいろ理由があるかもしれないんですけど、給食があると給食を食べて帰るという楽しみというか、それで出席率上がるんじゃないかなという気もするんですが、誰が来て誰が来ないか分からないので、給食を用意するのが大変なのか、何とかせめて中学校は無償化になりますから一応不登校対策として参加するんであれば給食があったほうが参加率上がるのではないかと思うんですが、そういう検討したことはないですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えをいたします。

まず、ふれあい教室のほうは基本的に午前中ですが、週に2日だけ午後からスポーツやバドミントンなんかをして実施をしているということで、そのときにはお弁当を持ってきて食べるというようなこともしております。基本的に開設時間は決まっているんですが、できる限りその時間内に、朝は9時から来るほうが望ましいですが、その子どもの状況に応じて早く来たり遅く来たりというふうな状況ができるようにしております。

給食につきましては、子どもたちは学校へ行くこともありますので、学校のほうの食数のほうにはカウントはされております。それで給食配膳となりますと、当日そこへ、じゃどうやって持つていくのか、配膳のルート等で少し、ちょっと研究をしなければいけないかなとは思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、次に第10款教育費のうち、第5項社会教育費及び第6項保健体育費並びに第12款公債費のうち、本分科会の担当する部分までの審査に入ります。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 第10款教育費、第5項社会教育費、第8目文化センター費なんですけれども、これ過去にも質疑したんです。それで、文化センター管理経費、駐車場の借上料がありますよね。641万3,000円か、これ随分前にどうしますかといって、一つは山手福祉センターですか、あれとセットでいって。あれは当時一部が市有地であって、それは当時の課長が御苦労されて借り上げて、あそこが市のものになって、もう一つのこの文化センターの駐車場代、これが600万円からずっとかかるって、過去どうするんですかということで、今後考えていきますと言って、これが多分いつだったか、私が議員になったばかりのときだったと思うんですよ。それで、山手福祉センターのほうは購入して、これがやっぱし私はずっと気になってて、今後の見込み、これ一等地ですから、

それはもう所有者も売らないと言えばそうなのかもしれませんけど、山手のように今後もこれから市としての駐車場としてやっていくということであれば、積極的に購入をするような話もしていいただきたいなということなんんですけど、現状としてどういうふうになってますか。これがずっと640万円が毎年毎年今後もかかるしていくのかなと思うと、買っちゃえばなとも思うんですけれども、いかがですか。

○溝手宣良委員長 文化芸術課長。

○弓取佐知子文化芸術課長 萱野委員の御質問にお答えをいたします。

御意見ありがとうございます。

本当に大きなお金でございますので、過去に私どもがこの用地毎回契約のときに交渉してまいりますが、この用地本当に購入させていただきたいという旨と、もし今後購入ということを考えることがあればぜひ御連絡をいただきたいということも併せてこういった契約をしておりますので、今後も委員おっしゃるように用地を取得できるように、そういうたつ努力はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 調書389ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第7目図書館費、図書館管理運営経費に関するです。

これ決算を見て執行率を見ると91.1%で、おおむね何か大体執行されているようにあるんですが、もう何度も何度もここでお話が出るかもしれないんですけど、館長のことに関してでございます。これいつでしたか、補正予算が入りまして令和6年11月のときに追加で補正予算が入って、そのときに図書館長費はちょっと減額をされております。ここにもありますけども、ほかの事務補助員の方ですとか、そこら辺の経費はプラスされております。あと育休代替の方ですかね、とかに充てられてます。この今図書館の館長も不在になって、もう何年がたちましたか。それで、今兼務をまだされてると思うんですけど、そこで問題点は今ないのでしょうか。

○溝手宣良委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、図書館長が兼務になって何年目かということでございますけれども、兼務は過去飛んでおりましたけども、今現在では直近では平成30年以降7年5箇月が兼務の状況でございます。

それから、今現在兼務で差し障りはないかという御質問でございますけれども、兼務でよいとは考えておりません。実際今現在図書館の運営や業務は継続中で成り立っておりますので、たちまちの差し障りということはございませんけれども、望ましい状況とは考えておりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。今はもう7年5箇月が不在ということで、一時期いらっしゃる時期があったというふうに聞きましたけども、その一時期いらっしゃったというのはどれぐらいの時間がいらっしゃったのか、その方がいなかつた以前というのはもうずっと館長がいらっしゃったのかというのもちょっとお聞かせください。

○溝手宣良委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

一時期図書館長がいた時期でございますけれども、平成29年10月から平成30年3月までいらした時期がございます。それ以前、図書館長が非常勤でおりましたのは平成29年3月31日以前は図書館長がおりました。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 その期、平成29年10月から平成30年3月ということは、年度途中から1年もいらっしゃらなかつたのかなというところが見えます。本当に先ほど申し上げましたけども、その不在であつて問題がないのかというところで、おおむね今問題はないというふうには言われておりますが、やはり図書館長というのは本当にその職員の皆さんのが指揮系統からありますし、予算を決めるところでもあつたり、あとはクレームの対応であつたりですとか、その図書館で行われる企画ですか、例えば蔵書、どういうのを入れようかというような話合いとかもいろいろあると思うんですけども、じゃ今館長がいらっしゃらないこの状況は誰がこういったところを受けているんですか。もう生涯学習課長が全てそれを受けお話をされてるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

今現在は私のほうが兼務でおりますので、図書館の職員と毎日電話であつたり、それから訪問であつたり図書館の職員が必ず毎日は来ますので、そこで話をしながら企画であつたり運営であつたり図書館の本の購入であつたり契約であつたりの相談に応じております。

ただ、所属長が同じ執務環境の中に常駐しないということは、業務管理上、労務管理上最善であるとは言えないと思っております。適切であるとも思っておりませんけれども、今現在はそのような形で対応しているところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 本当に不在の状況をよしと思っていらっしゃらないというのは十分よく分かりました。

ただ、この新庁舎にもなつて大分そのところ移動というのも結構大変なところもありますし、生涯学習課長それぞれの各課での仕事というのもありますし、そこをやっぱり兼務という状況は非常によろしくないのかなというように思っています。この委員会でも度々言ってますし、一番最初の

頃は、議員に成りたての頃のお話ですが、そのときはたしか萱野委員がすごくこの点については大分突いていただいたところもありました。ですが、その後も多分この7年5箇月の間もいろいろ探してくださってるのではないかとは思っております。これもう別に特に求人が出るわけでもないで、そういうふうな誰でもいいので来てくださいというのではないような職業なのかなとも思いますが、これ求人というのはもちろんこれ出しているんでしょうか。それとももう手挙げ、もしもくはこの人へというような推薦で行くのか。それが今まであって、例えばちょっといいような人が出てきたときに、何かこうどういうたらいいですか、ここまでよかったですけど最終の面接か何かで駄目になったというような、そういう経緯というのもこれまであったんでしょうか。

○溝手宣良委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

図書館長の求人についてでございますけれども、求人はしておりません。おっしゃられるとおり、図書館長の職を求人ということが適切かどうかというのはちょっと考えるところでございますけども、今現在は求人を行っておらず、それから館長は人事案件になりますので担当課の私どもでできることは限られております。今年度4月以降は適任者を探すことについて教育長に御相談したりお話ししたり、それから総務部の人事ヒアリングでは兼務ではなく常勤の職員配置を繰り返し依頼しているところでございます。それから、昨年度につきましても総務部に依頼していましたけれども、回答のほうは再任用制度を活用して検討するなどの回答があったようです。今までも適任者と思われる方の就任について検討したということは経緯として議会のほうでも御報告していることと思いますけれども、就任には至らなかったというところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 先ほどの頓宮委員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の不登校の人数でございますが、小学校が53名、中学校が54名でございます。そのうち、ふれあい教室の利用人数ですが、小学生が令和6年度8名、中学生が19名の利用です。

ただ、これは入室という形を取っていますので、毎日来るわけではなく学校とうまいこと使いながら来ている児童生徒も含まれます。

以上でございます。

すみません。もう少し補足をさせてください。

ここで申し上げます不登校と申しますのは、1年間を通して病気やけがを除く欠席で30日以上の欠席があったものというふうに定義をされますので、30日以上の欠席があった児童生徒を指して申し上げております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、ないようありますので、次に歳入のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、では全体を通じて質疑漏れはありますか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 全体を通じてということなので、保健福祉部にも当たることにもなりますんで、ここでしゃべらうかなと思ってたんですけど、最初に委員長言われたように総社市シルバー人材センターの補助金のことを、具体的に総社市シルバー人材センターと言いましたけど、これ教育費に関しても保健福祉部に関しても各種団体へ補助金を出しております。その中で、補助金交付要綱がないものってありますでしょうか。担当課で補助金を出している、ちょっとものすごい広い話になるんですけども、ありますか。

補助金交付要綱がないものがありますかという点と、あと補助金を交付したものとしてその補助金の使途、使われ方というものはもちろんのことチェックはされているんでしょうか。もう各種団体毎年のようにこの金額を出す、出すと言って出して、結局それが補助金交付要綱どおりに使われていないかったり使途どおりというか、そちらがお願いをしてたようには使ってなかったりとか、そういうものがないでしょうか。ちょっとその点を全体を通じてということで、この場で質問させていただきました。

○溝手宣良委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 保健福祉部についてでございますけれども、個別の要綱を定めていない補助金というものはございます。今この場でこれとこれとこれと具体には申し上げられませんけれども、その場合には全体の補助金交付要綱がございますので、それに基づいて申請いただき交付を行っております。補助金の使途の内容につきましても、実績報告を出していただき適正か、もともと申請自体が適正かということも十分に審査を行っておるところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 文化スポーツ部長。

○袖木 均文化スポーツ部長 今の保健福祉部と同様でございます。

○溝手宣良委員長 教育部長。

○江口真弓教育部長 教育委員会絡みの補助金の予算に関しましては、基本は要綱ございますので、要綱なしで交付しているものは認識しておりません。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。要綱のことは分かりましたけど、その保健福祉部長は答えていた

だきましたし、柚木部長も答えていただきました。教育委員会としても、その補助金の使われ方はチェックをされているかということが抜けてたと思うんですけど、お尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 教育部長。

○江口真弓教育部長 教育委員会関係の補助金につきましては、要綱がございます。その要綱の中に、通常実績報告をいただいて確認するという行為が入っておりますので、使途につきましては確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。文教福祉委員会が所管する各担当部、担当課においてはちゃんとチェックをされているというのが分かりました。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本件のうち本分科会へ分担された部分の取りまとめをいたしたいと思います。

念のため申し上げます。

分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りをいたします。

本件のうち本分科会の担当する部分については認定すべきであると取りまとめることに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 御異議がありますので、異議の内容について御発言願います。

山名副委員長。

○山名正晃委員 先ほど質疑をさせていただきました図書館管理運営経費につきましてであります。

この問題というのは、もう度々予算、決算の中でも何度もお話しをしております。先ほどの質疑でもよく分かったと思うんですが、図書館長7年5箇月不在であるという状態がずっと続いてます。それによって、やはり生涯学習課長の兼務も発生している、図書館長は図書館の業務を担う方であり、生涯学習課長は担当している業務にしっかりと当たるべきであるというふうにも考えられます。図書館はやはり市民の知的文化的基盤を支える公共施設でありますし、図書館長はその図書館においての計画ですか方針、指揮監督、資料の収集など重要な役割があります。先ほどの答弁の中でも、やはりそれを本当によしとは思っていないという状況というのはもうとても認識してます。ですが、やはり人が見つからず図書館費の図書館長費の予算の未執行、これがもうずっと続いております。これはやはりもう長年の問題だと考えておりますので、決算に関しては認定というふう

には私は考えております。ですが、図書館長の採用を早急に行うべきであるという強い思いも込みまして、附帯決議を付するべきだと考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ちょっととしばらく休憩します。

休憩 午後3時7分

再開 午後3時12分

○溝手宣良委員長 では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、先ほど山名副委員長から附帯決議をつけてはどうかといった意見がございました。そのことについて、各委員より御意見を伺いたいと思います。

すみません、便宜上私のほうから指名させていただきますので、順番に御発言願います。

ではまず、村木委員からお願いします。

村木委員。

○村木理英委員 これ答弁にもあったように当局があれだけ言うんですから、これ議会がやっぱり後押しせんと駄目でしょう。速やかにやっぱり図書館長が任を全うできるような体制をつくるべきです、これは。私は附帯をつけるべきと考えます。

○溝手宣良委員長 では次、頓宮委員お願いします。

○頓宮美津子委員 附帯があるかないかというのはちょっとよく分かんないんですけど、本来あるべき、図書館長がいることがベストだという認識はあります。

○溝手宣良委員長 ちょっとすみません。できれば附帯がつくのがいいか悪いかの意見を述べていただきたいんですが、図書館長があるべきという意見はもちろん分かりましたけど、そのことについてなので附帯をつけるべきか、つけないべきかという意思をちょっと聞かせていただきたい。

村木委員。

○村木理英委員 附帯をつけて、私が自由討議していただきたいテーマは、議会としてというか、分科会として、これやっぱり強力に後押しすべきじゃないかという議論をしていただきたい。結局こういうの必要ないというんなら、そういう議論をして発言していただいても結構なんんですけど、これは必要なんだという、必要かどうかというテーマで自由討議をしていただきたい、テーマを持ってですね。だから、私は先ほどから申し上げたようにこれ絶対この議会が後押しすべきだと、これは。当局がこれだけやっぱりいろんな疲弊と言ってどうか分かりませんけど、不便を多分してるのはずなんです、かなりこれ、今の答弁聞いただけでもかなり不便があるんだろうというふうに察知できますから、これはやはり議会として放つとけないという立場で、私はこの自由討議をさせていただきたいと思うわけです。

○溝手宣良委員長 なので、附帯をつけるべきという御意見ですね。

頓宮委員先ほど図書館長は必ず必要という意見だったので、その後を教えてください。

○頓宮美津子委員 附帯つけるべきだと思います。

○溝手宣良委員長 では続いて、萱野委員お願ひします。

○萱野哲也委員 もういいです。つけなくていいです。もう諦めます。もうずっと7年でしょう。それで、ずっと今まで言ってきたじゃないですか。今山名委員言われたように、萱野委員が強く言ってたって、あれだけ言ってあれが何年前かな、もう山名委員が委員になってからここ数年の話です。でも、つかないわけでしょう。結局支障なくやってんであれば、もういいじゃないですか。もういいんじゃないですか。逆にもう館長ってつけないと駄目というもんじゃないでしょう。やりくりできるんだったら、もう館長の予算も来年度もうなくしゃいいじゃないですか。館長なしで、もうやってくださいよ。要りません。もういいです。

○溝手宣良委員長 では、小野委員の意見お願ひいたします。

○小野耕作委員 私も図書館長は必要とは思うんですが、その7年半誰も成り手がいなかつたという、そこにも多分理由が何かしらあると思うんですよ。ですので、別につけなくても、実情でいうたら運営はできるし、今のままで行けるのであれば、つけてはほしいですけど、館長を、附帯までは僕は要らないと思います。

以上。

○溝手宣良委員長 附帯はなしなんですね。承知しました。

では、仁熊委員の意見を求めます。

○仁熊 進委員 館長は必要ですよ。それは僕たちここに議会来てからずっと館長いないんだなということが分かって、えっ、何でという疑問があって、それは解決されないまま次の議会で挙がつてこんかつたらもう館長がいない時代の議員で終わってしまうじゃないですか。そりや置いといで、やはり模索をしていくということが大事なんで、だから附帯をつけてもらって私は条件がいろいろあります、人事の問題なんで相手の条件があるでしょうし、それから市側の要望もあるでしょうから、そこら辺の折り合いをつけるだけの、どうやったら館長がつけられるのかというところを模索していってほしいんで、附帯をつけるべきだと考えます。

以上です。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。お聞きをした結果、附帯つけるべきが4名、つけなくてもよいが2名ということではあるんですが、ちょっと休憩します。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時18分

○溝手宣良委員長 休憩を閉じて再開いたします。

以上の結果をもうこのまま特別委員会に報告させていただこうかなというふうに思います。  
村木委員。

○村木理英委員 今附帯をつけるが4人でしょう。それから、諦めたが1人でしょう。それから、

館長は必要だけど附帯は要らないという、意見が三つあるんですよ。ここをきちんと委員長報告してください。

○溝手宣良委員長 承知しました。附帯をつけるべきが4名、館長は要るけど附帯までは必要ないが1名、もう諦めたが1名、そのように報告をさせていただこうというふうに準備はいたします。承知をいたしました。

改めて申し上げますが、今の内容、そのことを含めて9月10日に開催が予定されております一般会計決算審査特別委員会に本分科会の状況を報告いたします。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後3時19分